「松本市立地適正化計画」とは？

意見募集期間：
令和７年１１月２０日から令和７年１２月１９日

Q　どんな内容なの？

　居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトなまちづくりを推進するもので、松本市立地適正化計画は、前回の見直しから概ね５年が経過したことと、令和２年に改正された都市再生特別措置法の規定に基づき、計画に防災指針を追加する必要があることから、計画を見直しします。

　立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導により、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成に向けた取組みを推進しようとするものです。

　松本市では、平成２９年に松本市立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域等を設定しました。その後、平成３１年の見直しでは、居住誘導区域、目標値・効果指標等を設定しました。

　今回の主な見直しとして、居住誘導区域における災害リスクを回避及び低減するため、必要な防災及び減災対策並びに具体的な取組みをまとめ、新たに防災指針を追加しました。また、令和４年に市街化区域に編入した上村井地区、島内東方地区及び和田西原地区を居住誘導区域に追加しました。さらに、都市機能誘導区域に誘導すべき施設について、法令・関連計画との整合を図るため一部内容を修正しました。

Q　市民生活にどんな影響を与えるの？

居住や都市機能の誘導により、暮らしやすい生活環境を維持します。

　居住を誘導する区域の人口密度を保つことで、拠点の都市機能や公共交通等の持続性を高め、生活利便性の維持、充実につながります。

防災指針により、災害リスクの低減、回避につなげます。

　発生が予想される災害に関するハザード情報について整理しています。住んでいる地域の災害の危険性を見える化しているため、家族や地域の方と共有し災害に備える準備ができるようになります。